

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 相模原市条例第42号

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例(平成14年相模原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第11号及び同条第12号」を「第34条第12号」に、「並びに」を「及び」に改める。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とする。

第3条から第10条までを削る。

第11条第5号中「第3条第2項各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、「下水道法」の次に「(昭和33年法律第79号)」を加え、同号に次のように加える。

ア 法第6条の2の規定により定められた相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める計画的な市街地整備の見通しがある区域

イ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第4号に規定する文化財が良好な状態で保存されている区域

ウ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林

エ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第6項の規定により同条第1項の規定による許可をすることができない農地

オ 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条の規定により指定された近郊緑地保全区域

カ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

キ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区

ク 災害の発生のおそれのある区域として市長が別に定める土地の区域

第11条を第3条とする。

第12条第1号中「第11条第1号」を「前条第1号」に改め、同条第2号中「第11条第4号」を「前条第4号」に改め、同条を第4条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた改正前の第3条第1項(改正前の第7条において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の指定については、改正前の第4条から第7条(第3条に係る部分を除く。)までの規定は、当該申出に対する決定がなされるまでの間、なおその効力を有する。

3 改正前の第4条(同条に規定する指定区域に係る部分に限る。)及び第8条から第10条までの規定は、令和5年12月31日(改正前の第4条(改正前の第7条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定及び前項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の第4条の規定により指定する土地の区域内において行う開発行為につき同日以前に都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請がなされている場合にあっては、当該申請に対する許可又は不許可の処分がなされる日)までの間、なおその効力を有する。

(相模原市街づくり活動推進条例の一部改正)

4 相模原市街づくり活動推進条例(平成17年相模原市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例(平成14年相模原市条例第16号)第3条第1項の規定によ

り申出をしようとする者」を削る。